

港区学校給食調理業務委託事業候補者募集要項

1 目的

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達、日常生活の食事についての正しい知識、望ましい生活習慣を身につけるなど、学校教育において重要な役割を担っています。

港区教育委員会では、平成 16 年度から学校給食調理業務の民間委託を進めており、衛生管理の徹底や的確な食物アレルギー対応など、児童・生徒に安全で衛生的な給食を安定的に提供できる技術と知識、実績を兼ね備えた事業者を、公募型プロポーザル方式により選考します。

2 業務概要

(1) 件名

- ア 学校給食調理業務委託（港南小学校）
- イ 学校給食調理業務委託（本村小学校）
- ウ 学校給食調理業務委託（青山小学校）

(2) 業務内容及び事業規模

今年度は、3 校の給食調理業務委託事業者を学校ごとに選考します。受託を希望する学校を選択し、応募してください。各学校の詳細は、別紙 1「仕様書」の別紙「学校別仕様書」を併せて確認してください。

各学校の所在地、事業規模（年間金額及び食数）、及び特記事項は、表 1 の No. 1 ～ No. 3 のとおりです。

ただし、事業規模に示す年間金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すものであることに留意してください。食数は、募集時点での見込みであり、変更する場合があります。また、給食提供者の範囲は、見直す場合があります。

なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

表 1. 募集校及び事業規模

No.	学校名	所在地	事業規模	
			年間金額(税込)	食数
1	港南小学校	港区港南 四丁目 3 番 28 号	6,905 万円程度	1,430 食程度
2	本村小学校	港区南麻布 三丁目 9 番 33 号	3,477 万円程度	460 食程度
3	青山小学校	港区南青山 二丁目 21 番 2 号	2,642 万円程度	260 食程度

(3) 履行期間

いずれも令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

本件は、「港区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」

(平成 17 年港区条例第 64 号) 第 2 条第 2 項に基づく長期継続契約に該当します。

【長期継続契約に係る留意点】

ア 発注者の解除権

長期継続契約は、契約締結翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除する場合があることをご承知おきください。

イ 業務履行評価の対象

本件は、港区業務履行評価に関する要綱（平成 25 年 1 月 21 日 24 港総契第 2195 号）に基づく業務履行評価の対象契約です。

業務を受注した後、一定期間経過後、定期的に港区が業務の履行状況を確認する業務履行評価を行います。業務履行評価実施後、実施結果が通知されます。業務履行評価の結果が「不良」である場合は、契約解除となる場合もあります。

ウ 労働環境の確保策の対象

本件は、港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱（平成 27 年 12 月 28 日 27 港総契第 2185 号）の対象契約です。

【対象契約において必要となる主な対応】

- ・ 対象契約については、港区が設定する最低賃金水準額を設けています。業務を受注する場合には、労働者等に最低賃金水準額を支払う必要があることに留意してください。
- ・ 区は、受注者に対して、当該契約の締結前に当該契約に係る業務に従事していた労働者を継続して雇用するよう要請し、受注者に可能な範囲で対応していただきます。

なお、詳細については港区ホームページで公表している「労働環境確保策に関する手引き」をご確認ください。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件を全て満たす者とし、各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。また、共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成する全ての事業者が参加資格に該当することが必要です。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 別紙 1 「仕様書」に示す業務の履行に必要な専門的能力のある従事者を十分に擁すること。
- (2) 学校給食に関する法令、食品及び公衆衛生に関する法令、その他関係法令及びそれに基づく通知、労働基準及び労働安全など労働関係法令を遵守できること。

- (3) 港区の競争入札参加資格登録業者であること。
- (4) 地方自治法施行令に基づく入札参加資格に関する規定（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条 4 に該当する者でないこと。
- (5) 経営基盤が安定しており、かつ、経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (6) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 16 年 7 月 30 日、16 港政契第 238 号）による指名停止を受けていないこと。
- (7) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 1 月 26 日、23 港総契第 1157 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (8) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、区内事業者優遇に係る加点の対象とならない。
- (9) 別紙 1 「仕様書」に記載している業務を適切に遂行可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

※（８）の区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価点を優遇します。（※詳細は「【別紙 3】 港区学校給食調理業務委託事業候補者選考基準」を参照。）

4 選考スケジュール（予定）

事項	日程
募集要項の公表・配布期間	令和 6 年 9 月 9 日（月）から 令和 6 年 10 月 9 日（水）まで
募集要項に対する質問受付期限	令和 6 年 9 月 25 日（水）正午まで
質問一斉回答	令和 6 年 9 月 27 日（金）
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和 6 年 10 月 9 日（水）正午まで
第一次審査（書類審査）結果通知	令和 6 年 11 月 8 日（金）
第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和 6 年 11 月 21 日（木）午前

第二次審査結果通知	令和6年11月22日（金）
契約手続き（業者選定委員会）	令和7年2月5日（水）以降
業務委託開始	令和7年4月1日（火）

5 配布書類等

（1）配布場所

港区役所7階 教育委員会事務局学校教育部学務課保健給食係
 ※港区ホームページからも閲覧・ダウンロード可能です。

（2）配布期間等

ア 窓口配布期間

令和6年9月9日（月）から令和6年10月9日（水）まで
 ※午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

イ ホームページ掲載期間

令和6年9月9日（月）から令和6年10月9日（水）まで

（3）配布書類

ア プロポーザル実施関係

- ① 募集要項
- ② 別紙1「仕様書」
- ③ 別紙2「提出資料チェックリスト」
- ④ 別紙3「港区学校給食調理業務委託事業候補者選考基準」
- ⑤ 別添1「調理室手配表」
- ⑥ 別添2「調理室レイアウト図」

イ 提出資料関係

- ① 【様式1】質問書（エクセル）
- ② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書（ワード）
- ③ 【様式3】共同事業体構成書（ワード）
- ④ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状（ワード）
- ⑤ 【様式3-3】委任状（ワード）
- ⑥ 【様式4】会社概要（エクセル）
- ⑦ 【様式5】企画提案書（エクセル）
- ⑧ 【様式6】作業工程表（エクセル）
- ⑨ 【様式7】経費見積書（エクセル）
- ⑩ 【様式8】プロポーザル参加辞退届（ワード）

6 質問書の受付・回答

（1）受付期限

令和6年9月25日（水）正午【期限厳守】
 ※期間を越えての質問は受け付けません。

(2) 受付方法

【様式1】質問書に必要事項と質問を記入の上、「13 担当・連絡先」までメールで提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。なお、電話での質問は一切受けません。

(3) 回答方法

令和6年9月27日（金）に、全ての質疑に対する回答書を港区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。また、回答は本要項の一部とします。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出受付期間

令和6年9月9日（月）から令和6年10月9日（水）【期限厳守】
※原則、午前9時から午後4時30分まで受付（土日・祝日は除く）
ただし、**令和6年10月9日（水）は、正午までの受付**とします。

(2) 提出先

「13 担当・連絡先」のとおり ※10 ページ参照

(3) 提出方法

事前に電話で日時予約のうえ、提出書類一式を社名入り封筒に入れ提出してください。

(4) 提出資料

必ず指定の様式を使用し、書式等の変更はしないでください。提出にあたっては、別紙2「提出資料チェックリスト」を用いて提出物に不足がないことを確認してください。

ア 応募事業者に係る資料

- ① 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書
- ② 共同事業体の構成に係る書類 ※共同事業体を構成する場合のみ
 - ・【様式3】共同事業体構成書
 - ・【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状
 - ・【様式3-3】委任状 ※代理人が契約権限を有する場合のみ
 - ・登記簿謄本 ※港区の入札参加資格を有しない構成事業者分のみ
- ③ 港区の競争入札参加資格登録業者であることを示す書類
 - ・「港区の競争入札参加資格審査受付票」の写し

※「港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準」により、区内事業者の認定を受けている事業者は、「地域貢献活動項目」の加点を受けることができます（「【別紙3】 港区学校給食調理業務委託事業候補者選考基準」参照）。その場合、「区内事業者認定通知」を提出書類として添付してください。

- ④ 【様式4】会社概要（A4片面印刷、1ページ）

「2（4）現在契約中の（港区を除く）、給食数ごとの学校数」は、港区の受託実績については記載しないでください。

⑤ ISO認証取得証明書の写し

以下のISO認定を取得している場合は、認定通知書等の写しを提出してください。

- ・ISO9001
- ・ISO27001

※ISO14001の認定を受けている事業者は、「地域貢献活動項目」の加点を受けることができます。（「【別紙3】 港区学校給食調理業務委託事業候補者選考基準」参照）その場合、認定通知書等の写しを下記⑥の提出書類として添付してください。

⑥ 加点対象となる地域貢献活動項目がある場合は、各項目指定の提出書類
※該当する場合のみ提出。（「【別紙3】 港区学校給食調理業務委託事業候補者選考基準」参照。）

⑦ 過去5年間の財務諸表

⑧ 納税証明書（直近1年分）

- ・法人税
- ・法人事業税（地方法人特別税を含む）
- ・消費税及び地方消費税

イ 各学校への企画提案内容に係る資料

⑨ 【様式5】企画提案書（A4両面印刷、6ページ以内）

港区の学校給食を円滑に遂行するための応募者の役割と支援体制について説明の上、応募者の独自性・優位性についてアピールしてください。

⑩ 作業工程表に係る資料

- ・【様式6】作業工程表（A4片面印刷、1ページ）

学校別の別添1「調理室手配表」、別添2「調理室レイアウト図」を確認のうえ、当該校で実際に業務を履行することを踏まえて、各校に配属予定の業務責任者を中心に作業工程表を作成し、提出してください。作成に当たっては、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）及び別紙1「仕様書」に準じてください。

- ・作業工程表ポイントメモ（A4片面印刷、1ページ、横書き）

作業工程表の作成にあたり、留意点・作り方のポイントなどをまとめたメモを作業工程表ポイントメモとして提出してください。

※食物アレルギーについては、別添1「調理室手配表」の下部にある「食物アレルギー対応」を確認してください。

⑪ 【様式7】経費見積書（A4片面印刷、1ページ）

別紙1「仕様書」に基づき、応募する学校ごとに作成してください。人員構成は、受託した場合に配置可能な構成を記入してください。正社員の学校給食経験年数欄は（令和6年9月1日現在）で数え、1年に満たない場合は0とせず、実績月を記入してください。また、備考欄には、根拠となる事項を記入してください。

(5) 提出部数

ア 正本

次の(ア)に示す資料は、①～⑧を項番順に重ねてクリップ留めしてください。また、(イ)に示す資料は、①～③を項番順に重ねて応募する学校ごとにクリップ留めしてください。

それらを重ねてファイルに綴じたものを応募書類正本として1部提出してください。

(ア) 応募事業者に係る資料

- | | | |
|---|---------------------------------|-----|
| ① | 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書 | 1部 |
| ② | 共同事業体の構成に係る書類 | 各1部 |
| ③ | 港区の競争入札参加資格登録業者であることを示す書類 | 1部 |
| ④ | 【様式4】会社概要(A4片面印刷、1ページ) | 1部 |
| ⑤ | I S O認証取得証明書の写し | 各1部 |
| ⑥ | 加対象となる地域貢献活動項目がある場合は、各項目指定の提出書類 | 各1部 |
| ⑦ | 過去5年間の財務諸表 | 各1部 |
| ⑧ | 納税証明書(直近1年分) | 各1部 |

(イ) 各学校への企画提案内容に係る資料

※応募する学校ごとに作成してください。

- | | | |
|---|---------------------------|-----|
| ① | 【様式5】企画提案書(A4両面印刷、6ページ以内) | 1部 |
| ② | 作業工程表に係る資料 | 各1部 |
| ③ | 【様式7】経費見積書(A4片面印刷、1ページ) | 1部 |
- ※社判を押した正式なもの

イ 副本

事業者名(協力業者名を含む。)を特定する事項(社名、マーク等)の記載がない 次の①～④を、項番順に重ねてファイルに綴じたもの応募書類副本として、応募する学校ごとに11部作成し提出してください。

- | | |
|---|---------------------------|
| ① | 【様式4】会社概要(A4片面印刷、1ページ) |
| ② | 【様式5】企画提案書(A4両面印刷、6ページ以内) |
| ③ | 作業工程表に係る資料 |
| ④ | 【様式7】経費見積書(A4片面印刷、1ページ) |

ウ 電子データ版

正本、副本の電子データ版を格納したCD-R又はDVD-Rを1部提出してください。ディスクを作成する際は、正本、副本で格納フォルダを分け、提出するディスク表面には会社名等を記入してください。

(6) 留意事項

ア 各資料は原則として、A4サイズ、文字サイズは 11ポイント以上で作成してください。フォントは、指定様式の場合は既定ものを、様式に指定がない場合はMS明朝又はMSゴシックを使用してください。

イ エクセルファイルの様式のセルの大きさは、横は固定、縦は任意です。

ウ 副本データの作成に当たっては、資料文中など全てにおいて、事業所名、社員の顔写真や氏名等についてもマスキング等の処理をし、記載内容から事業社名が特定できるような情報を一切載せないでください。

エ 正本、副本とも、各様式に様式番号を記載したインデックスを付してください。

オ 正本、副本のファイル綴じに際し、パンチ穴等で文字が欠けないよう注意してください。

カ 提出書類に不備や指定内容に合わないものがある場合は、修正し改めて日時予約のうえ、再提出してください。提出期限の延長は行いません。

8 事業候補者の選考と審査

【別紙3】 港区学校給食調理業務委託事業候補者選考基準のとおりです。

9 提案にあたっての注意事項

(1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。

ア 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの

イ 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

エ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合

(2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。

(3) 提出書類等の返却はいたしません。

(4) 提出受付期間終了後の提出書類等の差替え及び再提出は原則として認めません。ただし、区が選考の過程において必要と認める場合には、その限りではありません。

(5) 質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。

(6) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。

(7) 提出された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとします。

(8) 企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。

(9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。

(10) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式8】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

10 その他

(1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。

(2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を

遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。

- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この目的の範囲内であっても、区の了承を得ずに第三者に対してこれを使用させること、又は内容を提示することを禁止します。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) F A X等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、令和7年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会（令和7年2月5日（水）開催予定）に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。
- (11) 港区業者選定委員会において、契約の相手方として了承された場合は、令和7年4月1日から業務が行えるよう、食品衛生法に基づく営業許可を取得するようお願いいたします。

11 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、全て区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です。（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案内容に係る資料を原則として区ホームページで公表します。なお、事業者名については、事業候補者のみ公表します。

提出資料に企業秘密に関する記載がある等公表が難しい場合は、書類提出時に申告してください。事業候補者になった際、当該資料概要版の作成を依頼します。

12 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著

作物として、同法第 18 条第 3 項第 3 号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

13 担当・連絡先

〒105-8511 港区芝公園 1 - 5 - 25

港区教育委員会事務局学校教育部学務課保健給食係（区役所 7 階）

電 話：03-3578-2735 F A X：03-3578-2759

メール：minato30@city.minato.tokyo.jp